

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 給水施設」の下に「等」を加え、「第五章 雑則（第十九条・二十条）」を
「第五章 雑用水（第十九条・第二十条
に改める。
第六章 雑則（第二十一条）」

第四条中第二項を削り、同条第三項中「管理者は、」の下に「前項の規定による申し込みをした者が前条の規定に該当し、かつ、工業用水道の給水能力に余裕があることを確認した後、第九条第四項に定める検査に合格し」を加え、「その旨」を「、一日あたりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）、給水開始期日及び承認条件等」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第一項中「前条第三項の規定による通知を受けた者」を「前条第二項の規定により給水承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「当該承認を受けた一日あたりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）」を「基本使用水量」に改め、同条第二項中「申し込みを受けた場合において」の下に「工業用水道の」を加える。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、変更の申出は様式第五号の基本使用水量等の変更申込書により行うものとする。

第七条中「給水施設（制水弁に接続して設けられた給水管、量水器、受水そうその他の給水設備をいう。以下同じ。）」を「既設の県工業用水道配水管から分岐し、受水しようとする事業所の受水槽に至るまでの給水設備等（以下「給水設備等」という。）」に、「別記第二の基準」を「水道部長が別に定める工業用水道給水施設構造基準」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 水道管理課長は、給水設備等の機能を確認することができるものとする。

第八条を次のように改める。

（設置及び管理等）

第八条 給水設備等の設置は、使用者が負担するものとする。

2 給水設備等のうち、道路法に基づく道路（以下「道路」という。）に設置する制

水弁から事業所に至る給水管、量水器、受水槽及びその他の給水設備（以下「給水施設」という。）の管理及び撤去に係る費用は、使用者が負担するものとする。

3 道路に設置する給水設備等の管理については、あらかじめ管理者と協議するものとする。

第九条第一項中「様式第五号」を「様式第六号」に、同条第二項中「様式第六号」を「様式第七号」に、同条第三項中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 水道管理課長は、前項の届出を受けたときは完成検査を実施し、第七条に定める基準に適合していることを確認した時は、当該申請者にその旨通知するものとする。

第十条中「これを修理する等」を削る。

第十一条第一項中「工事を行なう」を「工事を行う」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「制限し、又は停止」を「制限又は停止」に改め、同条第二項中「第二十条」を「第二十一条」に、「制限し、又は停止」を「制限又は停止」に改める。

第十二条中「前条第一項」の下に「及び第二十一条」を加え、「制限し、若しくは」を「制限若しくは」に改める。

第十三条第一項第三号中「PH」を削る。

第十四条第二項中「受水そう」を「受水槽」に改める。

第十五条第一項中「中止し、又はやめよう」とを「中止又は廃止しよう」とに、「様式第八号の工業用水道使用中止（廃止）申請書」を「様式第九号の使用中止（廃止）申請書」に、同条第二項中「別紙様式第九号の工業用水道使用中止（廃止）承認書」を「様式第十号の使用中止（廃止）申請書」に改める。

第十六条の見出しを「（使用水量の確認）」に改め、同条第一項中「あらかじめ定めた日」を「別途定める日」に、「中止し、又はやめた場合」を「中止又は廃止した場合」に改め、「量水器を点検して」を削り、「様式第十号」を「様式第十一号」に、同条第二項中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 水道企画課長は、使用水量等を確認するため使用者が設置した量水器等について確認をすることができるものとする。

第十七条の見出しを「使用者情報等の変更」に改め、同条中「（法人にあつては、所在地、名称、又は代表者氏名）」を「（法人にあつては当該法人の本店又は主たる事務所の所在地、名称又は商号及び代表者の職、氏名）」に、「様式第十二号の住所等変更届」を「様式第十三号の使用情報等変更届」に改める。

第十八条第一項中「貸付し、若しくは譲渡し、又は引き受け」を「貸付け、譲渡

又は引き受け」に、第二項中「合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人」を「合併後存続する法人、合併により設立した法人」に、「様式第十二号」を「様式第十四号」に改める。

第二十条第一項中「十日を超えない範囲において期間を定めて」を「その理由の継続する間」に、同項第五号中「損傷し、又は工業用水を汚染し、若しくは」を「損傷し、工業用水を汚染し、又は」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条を削る。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑用水

(雑用水の給水)

第十九条 管理者は、工業用水道の供給能力に余剰が生じている場合、工業用水需要が発生するまでの暫定措置として、給水の期間を原則として一年間とする雑用水の給水を認めるものとする。ただし、給水期間が満了する日の一月前までに、管理者又は使用者から雑用水の給水終了の申出がないときは、給水期間の満了する日の翌日から一年間給水期間が延長されたものとし、以後これに準じるものとする。

2 雑用水の供給を受けることができる者は、第二条に定める給水区域内にある一給水あたりの申込使用水量が原則として一日三十立方メートル以上の事業所で、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 公共施設等であつて、地域の開発振興に資する学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場等
- 二 地盤沈下対策等のため、地下水から水源転換を余儀なくされる冷暖房施設の運転等施設等
- 三 産業の健全な発達に資する、操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等
- 四 地域環境と調和を図るため、工業用水道から給水することが適当な浄水場等に隣接する公園施設等
- 五 第一号から前号のほか、管理者が雑用水の供給を適当と認める施設等

3 第四条及び第六条から第十八条並びに第二十一条に定める規定は、雑用水の給水に係る手続き等について準用する。

(雑用水の料金)

第二十条 雑用水に係る料金は月額とし、その額は次に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に百分の百八を乗じて得た額とする。

- 一 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共、公益的団体等が運営する事業所で、

管理者が認めた事業所に供給する場合 基本料金は、基本使用水量に当該月（使用水量を確認する日（以下「検針日」という。）の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下同じ。）の日数を乗じて得た水量に対し、埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年十二月二十日条例第六十五号）（以下「条例」という。）第三条第一項第二号に規定する特別料率を乗じて得た額とする。また、基本使用水量を超えて雑用水を使用した場合の超過料金は、条例第三条第一項第三号の規定を準用して得た額とする。

二 前号以外の事業所に供給する場合 基本料金は、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量に対し、条例第三条第一項第三号に規定する超過料率を乗じて得た額とする。また、基本使用水量を超えて雑用水を使用した場合の超過料金は、条例第三条第一項第三号の規定を準用して得た額に二を乗じて得た額とする。

2 検針日の翌日から次の検針日までの間に、雑用水の使用を開始、中止、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

3 条例第四条から第七条及び条例附則（昭和四十五年十月七日条例第五十五号抄）第十四条に定める規定は、雑用水の料金徴収に係る事項について準用する。

別記第二を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

給 水 申 込 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地

名称又は商号

代表者職・氏名

印

[個人にあっては住所・氏名

]

次のとおり、[工業用水道] の給水を受けたいので申し込みます。
[雑用水]

受 水 場 所		
受 水 事 業 所 名		
申 込 使 用 水 量	立方メートル/日	
時間最大予定使用水量	立方メートル/時	
用 途 別	気 かん 用	立方メートル/日
	洗 浄 用	立方メートル/日
	冷 却 用	立方メートル/日
	原 料 用	立方メートル/日
		立方メートル/日
	立方メートル/日	
	立方メートル/日	
計	立方メートル/日	
給 水 開 始 希 望 期 日	年 月 日	
構 内 配 置 図	別添のとおり	
事業所所在地案内図	別添のとおり	

注 1. 申込使用水量欄には、時間最大予定使用水量に24を乗じて得た水量を記入すること。

2. 時間最大予定使用水量欄には、1時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。

3. 雑用水の給水を申し込む場合は、裏面に記入不要。

(日本工業規格 A 4 準)

1 工業用水の使用現況

製 品 名	区 分	自家用	上水道	工業用水道	循環水	計
		水量 m ³ /日 円/m ³	水量 m ³ /日 円/m ³	水量 m ³ /日 円/m ³	水量 m ³ /日 円/m ³	

2 工業生産の現況

業 種	生産出荷年額	従 業 員 数
	千円	人

3 工業生産の伸率(今後5年間)

年度別 区分					
生産出荷年額 (千円)					
伸 率 (%)	100				

4 工業用水使用年次計画(今後5年間)

年度別 水量 (m ³ /日)						
自家用						
上水道						
工業用水道						
循環水						
計						

5 その他

参 考 事 項	

様式第一号を次のように改める。

様式第2号

給 水 承 認 通 知 書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公営企業管理者

印

年 月 日付けで申込みのあつた 工業用水道
雑用水 の給水について、
次のとおり承認したので通知します。

区 分	・工業用水 ・雑用水 (公共、公益的使用) ・雑用水 (その他)
承 認 番 号	
受 水 場 所	
受 水 事 業 所 名	
基本使用水量	立方メートル/日
給水開始期日	年 月 日
承 認 条 件	

様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号

特 別 給 水 申 込 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
[個人にあつては住所・氏名] 印

次のとおり、工業用水の特別給水を受けたいので申し込みます。

受	水 場 所	
受	水 事 業 所 名	
承 認 済 みの 基 本 使 用 水 量		立方メートル/日
申 込 使 用 水 量	使 用 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	使 用 予 定 時 間	午前 時 分 から 午後 時
	時 間 最 大 予 定 使 用 量	立方メートル/時
	汽 かん 用	立方メートル/時
	洗 浄 用	立方メートル/時
	冷 却 用	立方メートル/時
用 途 別	原 料 用	立方メートル/時
		立方メートル/時
		立方メートル/時
	計	立方メートル/時
特 別 使 用		
特 別 使 用 の 理 由		

(日本工業規格 A4 判)

様式第四号を次のように改める。

様式第4号

特別給水承認通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県公営企業管理者 印

年 月 日付けで申込みのあった工業用水の特別給水について、次のとおり承認しますので通知します。

受水場所	
受水事業所名	
特別使用水量	立方メートル/時
特別使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特別使用時間	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後
承認条件	

(日本工業規格 A4判)

様式第十三号を次のように改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第 1 4 号

使用者の地位承継届

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
印
〔個人にあつては住所・氏名 〕

次のとおり、〔工業用水道〕の使用者の地位を承継したので届けます。
〔雑用水〕

受 水 場 所		
受 水 事 業 所 名		
基 本 使 用 水 量	立方メートル/日	
特 別 使 用 水 量	立方メートル/時	
承 継 の 期 日	年 月 日	
承 継 の 原 因		
被 承 継 者	所 在 地	
	名称又は商号 代表者職・氏名 (個人にあつて は住所・氏名)	

(日本工業規格 A 4 判)

様式第十二号を次のように改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第 13号

使用者情報等変更届

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
〔個人にあっては住所・氏名〕 印

次のとおり、工業用水道等の使用者等に関する情報を変更したので届け出ます。

受水場所		
受水事業所名		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の期日	年 月 日	
変更の理由		

注) 変更の事実を確認できる資料等を添付すること。

(日本工業規格 A4判)

様式第十一号を次のように改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第 1 2 号

使 用 水 量 認 定 通 知 書

年 月 日

(承認番号)

様

埼玉県企業局水道企画課長

貴社 (事業所名)

の 年 月分の使用水量を次のとおり認定したので通知します。

基 本 使 用 水 量	m ³ /日
特 別 使 用 水 量	m ³ /時
使 用 水 量	m ³
備 考	

(日本工業規格 A 5 判)

様式第十号を次のように改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第 1 1 号

使 用 水 量 通 知 書

年 月 日

(承認番号)

様

埼玉県企業局水道企画課長

貴社 (事業所名)
の 年 月分の使用水量を次のとおり通知します。

基本使用水量	m ³ /日					
	m ³ /時					
特別使用水量						
本 回 指 針	百	十	万	千	百	十
前 回 指 針						
使 用 水 量						

(日本工業規格 A 5 判)

様式第九号を次のように改め、同様式を様式第十号とする。

様式第10号

使用中止(廃止)承認書

第 号
年 月 日

様

埼玉県公営企業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった、
〔工業用水道 雑用水〕の使用中止(廃止)申請
について、次のとおり承認します。

受 水 場 所	
受 水 事 業 所 名	
基 本 使 用 水 量	立方メートル/日
使 用 中 止 の 期 間 (廃 止 の 期 日)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)
承 認 条 件	

(日本工業規格 A4判)

様式第八号を次のように改め、同様式を様式第九号とする。

様式第9号

使用中止（廃止）申請書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
印
[個人にあっては住所・氏名]

次のとおり、工業用水道
雑用水の使用を中止（廃止）したいので申請します。

受水場所	
受水事業所名	
基本使用水量	立方メートル/日
使用中止の期間 (廃止の期日)	年 月 日から 年 月 日 (年 月 日)
理由	

様式第七号を次のように改め、同様式を様式第八号とする。

様式第8号

給水施設工事完成届

年 月 日

(宛先) 埼玉県企業局水道管理課長

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名 印
〔個人にあつては住所・氏名〕

年 月 日付けで承認のあつた給水施設工事が完成したので
届け出ます。

工事施工場所	
工事完成期日	年 月 日
完成検査希望期日	年 月 日
工事施工事業者	所在地 名称又は商号

様式第六号を次のように改め、同様式を様式第七号とする。

様式第七号

給水施設工事計画承認通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県企業局水道管理課長 印

年 月 日付けで申請のあつた給水施設工事の計画について
下記のとおり承認したので通知します。
記

- 1 工事完成期限 年 月 日
- 2 指示事項等

様式第五号を次のように改め、同様式を様式第六号とする。

様式第 6 号

給 水 施 設 工 事 計 画 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県企業局水道管理課長

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名 印
〔個人にあつては住所・氏名 〕

次のとおり、給水施設工事の計画について承認を受けたいので申請します。

工事施工場所							
工事内容							
工 事	量水器					立方メートル	
	受水槽	構造					
事 計	給水管	管種	管径		メートル	管延長 メートル	
	その他						
設計図面							
工事予定期間		着工 (予定)	年 月 日				
		完成 (予定)	年 月 日				
工事施工業者		所在地 名称又は商号					

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第5号

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
[個人にあっては住所・氏名] 印

基本使用水量等の変更申込書

下記のとおり [工業用水道] の給水承認事項の変更について申し込みます。
[雑用水] 記

受水場所	
受水事業所名	
変更する事項	
変更前の内容	
変更後の内容	
変更希望期日	
変更の理由 (経緯等)	

※) 必要に応じて説明資料等を添付すること。

(日本工業規格 A4判)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。